限定承認公告

本籍千葉県松戸市常盤平二―二三、最後の住所千葉県松戸市常盤平二―二三常盤平公団住宅一街区九棟二〇四号

被相続人　亡　堀内　和子

右被相続人は平成二十二年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年八月九日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三十日

東京都調布市東つつじヶ丘三―八―一九

相続財産管理人　村下　貴子

限定承認公告

本籍横浜市南区前里町四丁目九二番地、最後の住所横浜市南区日枝町四丁目九七番地二グレイス南太田五〇六号

被相続人　亡　平野　良治

右被相続人は平成二十二年二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十二年八月十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三十日

横浜市中区簑沢七九番地七

限定承認者　平野　雄二

限定承認公告

本籍和歌山県橋本市慶賀野七五番地、最後の住所和歌山県橋本市慶賀野一七五番地

被相続人　亡　城野　容尚

右被相続人は平成二十一年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十二年八月十九日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三十日

横浜市港南区上大岡西一丁目一五番一―一二一〇号

限定承認者　草田由香里

限定承認公告

本籍京都府舞鶴市字大波下一二四五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奥山　純一

右被相続人は平成二十二年二月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年八月十九日京都家庭裁判所舞鶴支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三十日

京都市左京区北白川東久保田町四一サンライズ北白川二〇一号室

限定承認者　奥山千賀子

京都府舞鶴市南田辺四〇番地四

右限定承認者代理人弁護士　小林　義和

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市若草町一番、最後の住所大阪府東大阪市若草町一番一四号

被相続人　亡　髙畑　忠

右被相続人は平成二十二年四月二十三日死亡し、その相続人は平成二十二年八月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三十日

大阪府東大阪市若草町一番一四号

相続財産管理人　髙畑　久美

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

三菱商事フューチャーズ株式会社

代表取締役　稲本都志彦

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド投資顧問株式会社

代表取締役　田中　義幸

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月三十日

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号新宿エルタワー二九階

株式会社日税不動産情報センター

代表取締役社長　吉田　雅俊

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年九月三十日付で会社解散を決議することを決定いたしました。これに伴い、平成二十二年九月一日より清算のためのお取引以外の新規注文につきましては受託を停止し、信用取引を除き、原則として平成二十二年九月三十日をもって当社での取引を結了しますので、お知らせいたします。

なお、金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引結了の方法ならびに金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、以下のとおりとなります。

一、取引の結了

㈠　現物取引

平成二十二年九月三十日（木）までに反対売買をされるか、または他の金融商品取引業者に開設されたお客様の口座への振替をご指示ください。

平成二十二年九月三十日（木）までに取引を結了されなかったお客様の口座残高は、エイチ・エス証券株式会社に移管します。

㈡　信用取引、先物・オプション取引

各建玉の期日を最終期限として、お客様のご指示による反対売買または品受け・品渡しにより取引を結了します。

二、財産の返還の方法

お客様から預託を受けた財産及びお客様の計算に応じて当社が占有する財産につきましては、お客様の請求に応じ、ご登録の金融機関口座への振込により返還いたします。

ご請求がない場合、残建玉のないお客様については、平成二十二年九月三十日（木）に、ご登録の金融機関口座への振込により返還いたします。

なお、当社はすべてのお客様の資産を返金する流動資産を有しております。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

平成二十二年八月三十日

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号

オリエント証券株式会社

代表取締役社長　竹本　益次

訂正公告

平成二十二年八月二十四日（号外第一七七号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、株式会社おにし堂、ｃｏｍの代表取締役「林　直男」とあるは、「林　啓嗣」に訂正いたします。

平成二十二年八月三十日

群馬県藤岡市藤岡二四三一番地

（甲）株式会社おにし堂．ｃｏｍ

代表取締役　林　啓嗣

群馬県藤岡市鬼石六三七番地二

（乙）株式会社おにし堂

代表取締役　林　直哉

訂正公告

平成二十二年八月十八日（号外第一七三号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中「資本金の額を八百万円減少し二百万円とする」とあるは「資本金の額を九百八十万円減少し二十万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年八月三十日

東京都足立区新田三丁目三七番一三―六一〇号

株式会社美楽

代表取締役　安田　権

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月三十日付第一八一号一

二八ページ●同日付政府調達第一六三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）